



連絡ニュース・看板

令和2年5月22日発行
 第9号(コロナ特集)
 協同組合東京都水道請負工事連絡会
 〒103-0015 東京都中央区日本橋
 箱崎町15番4号アライズ第2ビル3階
 TEL 03-6264-9867
 FAX 03-6264-9869
 編集責任者 北澤 賢次
 http://www.renrakukai.org

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言

東京都水道局 施行中の工事は継続

工事の一時中止意向を確認

東京都水道局は、令和2年4月7日の新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の発令により、同年4月9日、受注者及び受託者に向けて、「工事の継続と一時中止措置の意向確認」を通知した。以下に、通知文の概要と添付事項を示す。

通知文の概要

令和2年4月9日
 受注者及び受託者 殿
 東京都水道局長
 中嶋 正宏

都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応に伴う意向確認等について

受注者及び受託者の皆様におかれましては、日頃か

ら水道局の事業執行に対し御協力をいただきありがとうございます。このたび、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されましたが、水道局としては、生活に不可欠なライフラインとして首都東京を支え続けるという観点から、現在施工中の工事を原則として継続することと致します。

一方、工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、受注者及び受託者の皆様から新型コロナウイルスに関する不安等が示された場合には、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)を踏まえ、丁寧にご対応いたします。

現在の社会状況に鑑み、資料1「事故防止の徹底」のとおり、改めて工事等における安全対策及び事故防止の徹底をお願いします。

従業員に継続の意義を理解してもらい、お客さまからの問合せに円滑に対応するため、資料2「お客さまからのお問合せ対応について」を全員に周知願います。なお、お客さまから苦情・ご意見などがあつた場合には、必ず監督員に報告してください。

上記により一時中止を実施した工事及び業務等については、令和2年5月1日までの期間であれば、受注者及び受託者の皆様の意向に応じて、いつでも一時中止を解除し、工事又は業務を再開することができま

すが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策の徹底をお願いします。一時中止の解除を希望する場合は、各工事又は業務所管部署と協議願います。

3 工事及び業務等の再開又は継続時の留意事項
 工事及び業務等の再開又は継続にあつては、すべての作業従事者に別紙2「緊急事態宣言下における工事等実施にあつての留意事項」を周知いただき、感染防止対策等を徹底した上で実施願います。

東京都水道局給水部給水課からの通知

単価契約工事は継続

東京都水道局給水部給水課は、令和2年4月9日、工事請負単価契約受注者に対し、「工事の継続について」のように通知した。

通知文の概要

令和2年4月9日
 工事請負単価契約受注者各位
 東京都水道局給水部
 給水課長

「緊急事態宣言」が発令されました。当局においては、ライフラインを維持する観点から通常とおり工事を継続することとします。

工事請負単価契約受注者におかれましては、従業員の皆様の健康管理及び施工時の感染の拡大防止に十分配慮していただき、下記のとおり履行をお願いします。

1 対象契約
 (1) 小中口径メータ引換工事等請負単価契約
 (2) 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理)

通常とおりの対応をお願いします。ただし、地域住民の中止や延期の要望に応じて、適宜、施工時期の調整をお願いします。

2 工事の実施について
 (1) 小中口径メータ引換工事等請負単価契約について
 通常とおりの対応をお願いします。
 (2) 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理)について
 通常とおりの対応をお願いします。なお、材質改善工事においては急を要さない案件については、施工時期の調整を行ってください。
 (3) 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約について
 私道内給水管整備工事
 通常とおりの対応をお願いします。ただし、地域住民の中止や延期の要望に応じて、適宜、施工時期の調整をお願いします。

3 受注者の自粛休業を行う場合について
 新型コロナウイルス感染症を理由に自粛休業する場合は、担当の支所へ書面で報告し、受注できない場合は辞退届の提出をお願いします。工期延伸については、

4 お客さま対応時の注意
 新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用、インターホン越しでの会話、お客さまとの適切な距離の保持等、工夫をしてください。

5 来庁について
 可能な限り電話や電子メールでの対応をお願いします。各種提出書類については、郵送での提出も可能ですので、速やかな提出をお願いします。

別紙2

緊急事態宣言下における工事等実施にあつての留意事項

- 1 マスク、消毒薬の配備等による従業員の感染予防の徹底について
 マスクや消毒薬等の配備、手洗いや咳エチケットの指導等により感染予防を徹底してください。
- 2 現場におけるお客さまとの接触時の注意について
 現場においてお客さまと対応する場合には、マスクの着用を徹底するほか、工事ピラ等をポストに投函してインターホン越しに説明する、折り返し電話連絡する等、お客さまとの距離を保ち、感染を防止するための工夫をしてください。
- 3 「密集・密閉・密接」といった状況を作り出さない工夫について
 (例) 工事前ミーティング時での一定の距離の確保、作業場所の換気などの工夫をしてください。また、測量・調査・設計等の業務においては、極力テレワーク等を実施してください。
- 4 従業員からの不安の受け止め方について
 従業員から新型コロナウイルスに関する不安等が示された場合には、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)を踏まえ、丁寧にご対応願います。
- 5 工事等における安全対策の徹底について
 現在の社会状況に鑑み、資料1「事故防止の徹底」のとおり、改めて工事等における安全対策及び事故防止の徹底をお願いします。
- 6 工事等継続の意義を周知する際の留意点について
 従業員に継続の意義を理解してもらい、お客さまからの問合せに円滑に対応するため、資料2「お客さまからのお問合せ対応について」を全員に周知願います。なお、お客さまから苦情・ご意見などがあつた場合には、必ず監督員に報告してください。

資料1

事故防止の徹底について

平素より、皆様方におかれましては、工事の適切な執行及び事故防止に向けた安全管理に取り組まれていることと存じます。しかしながら、残念なことに令和2年4月8日に人身事故が発生しました。

新型コロナウイルスの発生拡大に伴う緊急事態宣言が発令された状況下で、工事事故が発生し緊急対応をすることは、都民の皆様の不安に拍車をかけることにつながりかねません。

現在の状況下で、最も重要なことは都民の理解を得ながら、適切な工事を実施することです。工事受注者各位におかれましては、改めて、現場点検及び安全管理の強化を図り、施工計画書等に記載された安全対策を徹底願います。

資料2

お客さまからのお問い合わせ対応について

工事現場等において、お客さまから、「緊急事態宣言も出されたのに、なぜ工事を続けるのか」とご質問をいただくこともあるかと思ひます。その場合には、今般の緊急事態宣言への対応を踏まえ、以下の内容を参考に適切にご対応願います。

【対応例】
 「水道局は、お客さまのもとに、ひと時も休むことなく毎日、安全な水をお届けしています。そのためにも、お客さまに水をお届けするための水道施設や水道管を整備し、一刻も早く給水の安定性をより高めるための工事を完成させる必要があります。新型コロナウイルスの感染拡大防止につきましては、水道局としても十分対策を講じておりますので、なにとぞご理解いただきたく思います。」

(3) 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約
 イ 受託工事及び維持工事
 通常とおりの対応をお願いします。
 (4) (2) 及び (3) の前年度工事における本復旧工事について
 道路管理者の新型コロナウイルス感染症対応方針を確認し、地域住民の理解を得た上で、行ってください。
 (5) 配水小管の断水を伴う工事について
 断水を伴う工事については、工程の見直しをお願いします。やむを得ない場合は、監督員と協議をお願いします。

所定の手続きを行ってください。なお、新型コロナウイルス感染症を理由とした辞退については、成績評定への影響はありません。また、緊急工事及び給水待機については通常とおりの体制を維持する様お願いいたします。

東京都水道局給水部配水課からの通知

単価契約工事は継続

東京都水道局給水部配水課は、令和2年4月9日、工事請負単価契約受注者に対し、「工事の継続について」のように通知した。

通知文の概要

令和2年4月9日

工事請負単価契約受注者
各位

東京都水道局給水部
配水課長

緊急事態宣言下の工事の継続について

平素から都の水道事業に
対し御理解と御協力をいた
だき誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス
感染症については、令和
2年4月7日、政府より
「緊急事態宣言」が発令さ
れました。

当局においては、ライン
ラインを維持する観点から
通常通り工事を継続する
こととします。

工事請負単価契約受注者
におかれましては、従業員
の皆様健康管理及び施工
時の感染の拡大防止に十分
配慮していただき、下記の
とおり履行をお願いします。

1 対象契約
(1) 水道緊急工事請負単
価契約(維持補修工事)
(2) 配水管小規模整備工
事請負単価契約

2 工事の実施について
(1) 基本的な考え方
通常通りの対応をお願い
いたします。

なお、地域住民や道路管
理者からの中止や延期の要
望があれば、監督員と協議
の上施工時期の調整等の対
応をお願いします。

(2) 断水を伴う工事につ
いて
断水工事は極力行わない
よう工程の見直しをお願い
します。やむを得ない場合
は、監督員と協議の上、仮
配管、バルーン工法、不断
水バルブなどを検討願いま
す。

5 来庁について
可能な限り、電話や電子
メールでの対応をお願いし
ます。

す。工期延伸については、
所定の手続きを行ってくだ
さい。なお、新型コロナウイルス
感染症を理由とした
辞退については、成績評定
への影響はありません。
また、突発事故時は、通
常通りの体制を維持する
ようお願いします。

4 お客さま対応時の注意

新型コロナウイルス感染症
症防止のため、マスクの着
用、インターホン越しでの
会話、お客さまとの適切な
距離の保持等、工夫をして
ください。

5 来庁について

各種提出書類については、
郵送での提出も可能ですの
で、速やかな提出をお願い
します。

東京都水道局給水部配水課からの通知

東京都水道局給水部配水課は、令和2年4月10日、協
同組合東京都水道請負工事連絡会に対して、来所時に
ける新型コロナウイルス感染症対策について以下のように周知依
頼があった。

通知文の概要

令和2年4月10日

協同組合東京都水道請負工
事連絡会 御中

東京都水道局給水部
給水課長

窓口来所時における新型コ ロナ感染症対策のお願い

平素から都の水道事業に
対し御理解と御協力をいた
だき誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス
感染症の拡大防止に向け、4月7
日、政府より「緊急事態宣
言」が発令されました。

当局におかれましては、ラ
インラインを維持する観点
から通常通り業務を行って
います。

協同組合東京都水道請負工事連絡会、組合員に対し
て、今回のコロナ感染症対策について、7回にわたって
通知し、組合員への情報の共有を図った。
以下、その概要を示す。

令和2年4月6日

緊急事態宣言発令時の対
応について(第一報)

組合員の皆様におかれま
しても、報道により既知の
事とは存じますが、早けれ
ば明日にも政府から緊急事
態宣言が発令される見込み
となりました。

令和2年4月7日

緊急事態宣言発令時の対
応について(第二報)

昨日、報道等により緊急
事態宣言が発言される状況
となりました。
組合では、本日緊急の理
事会を招集いたしました。
当組合理事会では、当局
に新型コロナウイルス感染
症対策について、並びに宣
言後の対応について、4月
3日、6日にわたり質問等
をいたしました。

令和2年4月8日

緊急事態宣言発令時の対
応について(第三報)

当局からは、別段の変更
は変更しないようにとのご
指示もございました。

従って、当組合員におか
れましては、通常通りの
施工をおねがいいたします。
なお、大幅に状況の変化
がございましたら早急にご
報告いたします。

※案件工事における全部中
止、並びに工事請負単価契
約における着手延期につ
いての説明が、東京都水道
局から別途通知がございま
す。

令和2年4月7日
緊急事態宣言発令時の対応
について(第三報)

東京都水道局から指示
がございましたので、第三
報として報告いたします。

新型コロナウイルス感染症
に関する緊急事態宣言が発
令された場合の施工中の工
事の取扱いについて

「口頭から水道事業につ
きまして各段のご高配を
いただきお礼申し上げます。
また、この度は現在施工
中の工事案件の取扱いにつ
いて、中止が予定されてい
るなど、誤った情報の伝達に
より大変迷惑をおかけし
て申し訳ございませんでし
た。」

新型コロナウイルス感染症
に関する緊急事態宣言が発
令された場合の施工中の工
事の取扱いについて

緊急事態宣言発令時の対
応について(第四報)

平素、組合運営に対して
格別なるご協力を賜り厚く
御礼申し上げます。昨日発
令された緊急事態宣言をう
け、在宅勤務やテレワーク
によって、自宅に滞在され
る方が多くなっております。
従って、組合員の皆様にお
かれましては、施工中の現
場について下記の3点に充
分ご留意下さいますようお願い
申し上げます。

① 工事PR等で住民の皆
様と接する際には、言葉遣
いに充分ご注意下さい。
② 現場での騒音等には充
分注意し、可能な限り騒音
の軽減を工夫されるようお

TSR(組合)から組合員への通知

協同組合東京都水道請負工事連絡会、組合員に対し
て、今回のコロナ感染症対策について、7回にわたって
通知し、組合員への情報の共有を図った。
以下、その概要を示す。

令和2年4月6日

緊急事態宣言発令時の対
応について(第一報)

組合員の皆様におかれま
しても、報道により既知の
事とは存じますが、早けれ
ば明日にも政府から緊急事
態宣言が発令される見込み
となりました。

令和2年4月7日

緊急事態宣言発令時の対
応について(第二報)

昨日、報道等により緊急
事態宣言が発言される状況
となりました。
組合では、本日緊急の理
事会を招集いたしました。
当組合理事会では、当局
に新型コロナウイルス感染
症対策について、並びに宣
言後の対応について、4月
3日、6日にわたり質問等
をいたしました。

令和2年4月8日

緊急事態宣言発令時の対
応について(第三報)

当局からは、別段の変更
は変更しないようにとのご
指示もございました。

従って、当組合員におか
れましては、通常通りの
施工をおねがいいたします。
なお、大幅に状況の変化
がございましたら早急にご
報告いたします。

※案件工事における全部中
止、並びに工事請負単価契
約における着手延期につ
いての説明が、東京都水道
局から別途通知がございま
す。

令和2年4月7日
緊急事態宣言発令時の対応
について(第三報)

東京都水道局から指示
がございましたので、第三
報として報告いたします。

新型コロナウイルス感染症
に関する緊急事態宣言が発
令された場合の施工中の工
事の取扱いについて

「口頭から水道事業につ
きまして各段のご高配を
いただきお礼申し上げます。
また、この度は現在施工
中の工事案件の取扱いにつ
いて、中止が予定されてい
るなど、誤った情報の伝達に
より大変迷惑をおかけし
て申し訳ございませんでし
た。」

緊急事態宣言発令時の対
応について(第四報)

平素、組合運営に対して
格別なるご協力を賜り厚く
御礼申し上げます。昨日発
令された緊急事態宣言をう
け、在宅勤務やテレワーク
によって、自宅に滞在され
る方が多くなっております。
従って、組合員の皆様にお
かれましては、施工中の現
場について下記の3点に充
分ご留意下さいますようお願い
申し上げます。

① 工事PR等で住民の皆
様と接する際には、言葉遣
いに充分ご注意下さい。
② 現場での騒音等には充
分注意し、可能な限り騒音
の軽減を工夫されるようお

検温カード

令和2年 月 日

体温は . °Cです。

会社名 _____

名前 _____

ので、対策方法の二環とし
てご検討いただければと思
います。
尚、使用する際の注意
点として、①手の洗浄には使
えない②工事終了後は必ず
工具を水洗いして下さい。
(そのまま放置すると錆び
てきます)
組合員の皆様におかれま
しては、施工中の現場にお
きまして、引き続きご留意下
さいますようお願い申し上
げます。

令和2年4月14日
緊急事態宣言発令時の対応
について(第五報)

平素より組合運営に対し
て格別なるご協力をいた
だき、誠に有難うございま
す。
組合員様からの情報より、
メータ交換時に、お客様か
ら「工具を消毒せずに使用
するのかわ」とクレームを
受けたとの事です。
現在、アルコール消毒液
が慢性的に不足している状
況もあり、皆様対応に苦慮
されていることと存じま
す。

令和2年4月9日
ヘルメット用ステッカーの
申込について

平素は組合運営に対して
格別なるご協力をいた
だき、誠に有難うございま
す。

昨日、「緊急事態宣言発
令時の対応について(第四
報)」でご案内した通り、
組合員の皆様におかれま
しては、施工中の現場につ
いて可能な範囲にて細心の
配慮をされていることと存
じます。
そこで、組合員として
して、ヘルメット用のステ
ッカーを作成し皆様にお配
りしようと考えております。
今の状況を考え、出来るだ
け早急に作成納品したいと
思っておりますので、恐縮
ではございますが、必要枚
数をご記入の上4月11日
(土)までに事務局宛FA
Xにて返信下さいませよう
お願い申し上げます。

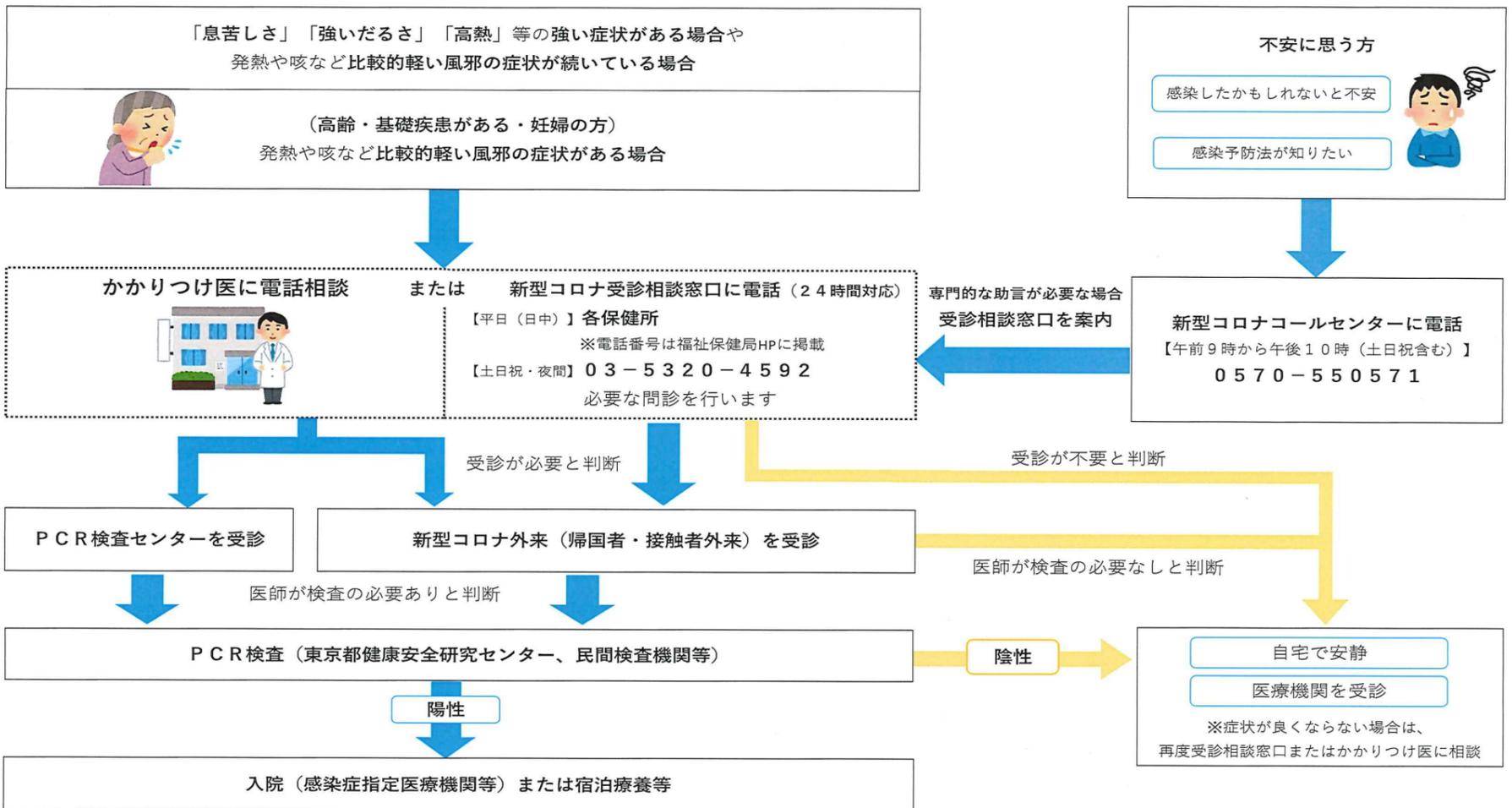
私達は「うがい」「手洗い」
を励行しています。
協同組合東京都水道請負工事連絡会

緊急事態宣言を踏まえたメータ引換に関するQ&A

- 何故、緊急事態宣言が発令されたのにメータ取替するのですか、止めてほしい**
・水道水の安定給水を維持し、また、お客さまの料金を正確に算定するための重要な業務ですので、何卒、ご理解とご協力をお願いします。
- 国難のため、緊急事態宣言が解除されるまで取替をしないでほしい**
・水道水の安定給水を維持し、また、お客さまの料金を正確に算定するための重要な業務ですので、何卒、ご理解願とご協力をお願いします。
・水道メータの定期取替は法令に基づき8年に1度実施しますが、お客さま宅に設置のメータは、その有効期限である8年が近づいています。
- メータ取替時に作業員から感染すると思うと怖い**
・新型コロナウイルス感染症防止のため、作業員は出勤時に体調を確認したうえで従事しています。
・作業員はマスクの着用を徹底して従事します。また、お客さまとの対面による接触の回避からインターホン越しでの会話、お客さまとの適切な距離の保持等、感染防止対策を徹底してまいりますので、ご協力をお願いします。
- メータ取替の際は、立会わなくてはならないのか**
・お声掛けはいたしますが、水道メータの設置場所が屋外又は室外であれば、お客さまの立会の必要はありません。また、ハンコ・サインは不要です。
・取替え作業は、お留守の場合でも作業させていただきます。
- やはりコロナ感染症が怖いので、中止してほしい(拒否したい)**
・上述3及び4で繰り返し、必要な業務であることを説明願います。
・取替困難と判断の場合は、「お客さま、わかりました。一旦、持ち帰り検討させていただきます。」と説明、給水管工事事務所からの指示を待つ。
- 他にも、水道局では通常通り実施する業務はあるのですか**
・通常通り実施する業務は、水道の供給、水道の安定供給に必要な工事、水道メータの定期検針、水道使用の中止、開始、ご契約変更等の受付などです。
- 縮小する業務については**
・営業所、サービスステーション、給水管工事事務所窓口における人員の縮小の措置を行っています。この他、局内の管理・内部事務についても人員を縮小しています。

支所からの資料

都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



東京都福祉保健局のHPより



横山眞一 事務局員のインタビュー状況



楠原賢士 事務局員のインタビュー状況

チャンネルUの「おたけ」テレビ局
インタビューを受ける



菊池石哉 事務局員のインタビュー状況

令和2年4月20日(月)
11:00~12:00 シンガポールのテレビ局 チャンネルUが「緊急事態宣言下での日本の職場」というテーマで、組合事務局に取材に來られ、高橋副理事長と事務局員3名、計4名がインタビューに応じた。

インタビューの主な内容は、日本とシンガポールの職場環境や現状の違いについてでした。

現在、シンガポールでは外出すれば罰金が科せられる等の厳しい措置が取られているなか、日本では多くの人間が普通に外出したり、出社している状況も多い疑問を抱いているところでも、その中で、組合事務局の出動体系について、在野勤務やテレワークでは対応できないのか、また、組合事務局の勤務に関する質問も受けました。

我々の水道事業は、国民にとって大切なライフラインを担うインフラ整備であり、自粛要請の対象とはなく、緊急事態宣言下でも工事は継続している旨を説明しました。ただし、各事業者は感染者防止対策には細心の注意を払い、マスクの着用・手洗いや手指の消毒・毎朝の検温・工具の消毒等を実施し、地域住民の皆様

に理解を得ながら作業に従事している旨も説明しました。

在野勤務やテレワークについては、現場での施事がほとんどであり、困難もある。また、事務局としても組合員にコロナ関連の最新の状態を把握してもらうための情報提供を行うため、在野勤務は難しい、と説明した。

在野ワークができないので、やむを得ず、出勤しているのが電車やバスの公共交通機関を利用する時に気をつけているところの質問もあり、その場合は、マスクを着用し、手すり、つり革に触れた場合は手洗いや消毒を行っている。窓が開いている付近にいるよう乗車する(○)に心掛けている。電車内の席が空いている時は開扉を待って席に座るようになっている、と説明した。

その他、日本政府の対応や日本経済の今後といった内容もあり、どこまで理解を得られたかはわかりませんが、事務局としても、改めて色々と考えさせられる良い機会となりました。

TSR(協同組合東京都水道請負工事連絡会)では、

組合員を募集しています。

連絡先

TEL 03-6264-9867

FAX 03-6264-9869

水源からご家庭までの水道諸資材を販売・施工

【営業品目】ダクタイル鉄管、バルブ、鋼管、ポリエチレンパイプ、ステンレスパイプ、上/下水道諸資材、配管工事請負

株式会社 ヤマトガワ株式会社

本社・本店 大阪市西区北堀江1丁目1番18号・四ツ橋イーストビル TEL 大阪(06)6541-5153 FAX(06)6533-5997、5998

支店 関西(八尾市)、兵庫(神戸市)、南大阪(貝塚市)、京都(京都府久世郡)、三重(津市)、名古屋、関東(さいたま市)、東京(港区)、西東京(川崎市)、足立(足立区)、中国(広島市)、山口(防府市)、九州(福岡市)、宮崎、熊本

令和2年度 事務局員

今年度は下記の局員で活動します。

- 横山 眞一 (継続)
- 楠原 賢士 (継続)
- 菊池 拓哉 (新入局)
- 細谷 啓一 (出向)